

# 出産のために仕事を休んだとき

女性の被保険者が出産のため仕事を休み、給料がもらえなかったときには、「出産手当金」が支給されます。

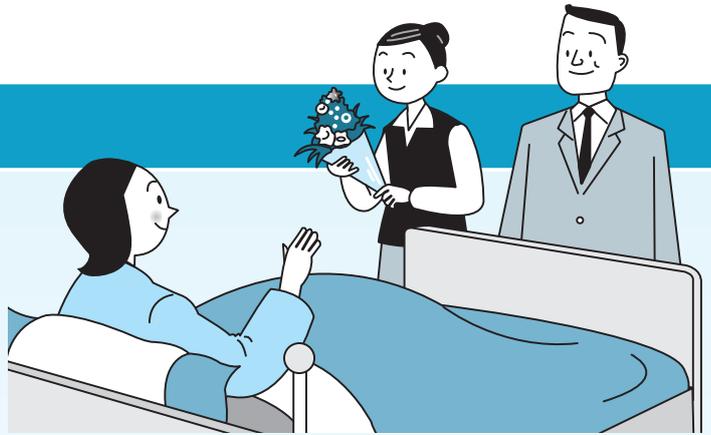
受けられる  
給付

## 出産手当金

### ■支給の条件

出産の日以前 42 日（双子以上の場合は 98 日）間、出産の日後 56 日間のうち仕事を休んだ日数分

※出産の日が出産予定日より遅れた場合は、遅れた期間も支給



### ■支給される額

休業 1 日について、支給開始日の属する月以前の [直近 12 カ月間の標準報酬月額平均額の 30 分の 1] の 3 分の 2 相当額

詳しい手続きは **73** ページ参照

## 産前産後休業期間中および育児休業期間中は 保険料負担が免除されます

産前産後休業期間中および育児休業期間中は、負担の軽減をはかるため、事業主の申し出により保険料の負担が免除されます。

### ■出産手当金と傷病手当金を 同時に受けられるとき

出産手当金を受給中に病気やけがで働けなくなったときは、出産手当金の支給後に傷病手当金を受けることができます。また、傷病手当金の受給中に出産手当金の支給を受けられるようになった場合は、傷病手当金の支給はいったん停止され、出産手当金の支給後に再び傷病手当金が支給されます。ただし、出産手当金の額が傷病手当金の額よりも低ければ、差額が支給されます。

### Q & A

**Q** 出産予定日と出産の日がずれた場合、  
出産手当金はどうなるのでしょうか？

**A** 出産手当金の支給期間は、出産の日以前 42 日（双子以上の場合は 98 日）から、出産の日後 56 日となっていますが、出産日が予定日より遅れた場合は、遅れた期間についても支給されます。



**Q** 夫婦が共働きのため、  
それぞれ被保険者の場合、  
妻の出産の給付はどうなりますか？

**A** 夫婦が共働きでそれぞれ被保険者本人になっているときには、妻の加入している保険から本人としての給付を受けることとなります。同時に、夫の保険から妻としての給付を受けることはできません。

妊娠・出産時に退職した場合も、一定条件を満たせば出産育児一時金、出産手当金を受けることができる場合があります（詳しくは 75 ページ参照）。